



健康施術器具「CS60」

CS60 フェロシップ契約書
&
レンタル契約書

株式会社 日本イノベーション

契約者名

「CS60」フェロシップ契約書

株式会社日本イノベーション（以下「甲」という。）と本契約書の表紙に記載の契約者（以下「乙」という。）とは、以下のとおりフェロシップ契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

- 1 「フェローシップ契約」：「共通の志を有する仲間」として、甲が CS60 の事業目的として掲げる「人間の尊厳を最後まで守る」という理念を共有したうえで独自の経営活動を行う契約形態をさす。
- 2 「店舗」：乙もしくは乙の親族が所有し又は乙自らの判断と責任で選定後、不動産管理会社と賃貸借契約を締結して管理する、CS60 施術を行うための拠点をいい、その所在地は別紙（ただし、乙の住所地である場合には、本契約書末尾の署名欄に記載の乙の住所とする）のとおりとする。
- 3 「本件商標」：甲が保有する登録商標又は甲の出願に係る商標のうち、甲が別途指定するものをさす。
- 4 「本件物件」：甲が開発し、甲乙間で別途締結される「CS60」レンタル契約（以下「本件レンタル契約」という）に基づき乙に貸与される健康施術器具（商品名「CS60」）をいう。
- 5 「CS60 施術」：乙及び又は乙の従業員が第三者に提供する本件物件を用いた施術をいう。
- 6 「CS60 施術者」：乙及び／又は乙の従業員であって、本契約第7条第1項又は第2項に定める開業前研修を修了し、乙の店舗又は店舗外において CS60 施術を行う者をいう。
- 7 「会員」：乙及び又は乙の従業員が有料で CS60 施術を行う対象者であって、乙に入会金を支払い、乙の会員として適宜の方法で登録された者をいう。
- 8 「顧客」：乙が本契約に基づき行う営業の対象となる者（潜在的なものを含む）であって、会員に該当しない者をいう。

第2条（使用許諾）

- 1 甲は乙に対し、本契約の有効期間中、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、乙が、乙の店舗又は店舗外において、本件商標等を使用し、甲による指導及び研修で得た、CS60 施術及びこれに関する知識・経営ノウハウ、サービス体系を用いて経営を行うことを許諾する。
- 2 乙は、フェローシップ契約の締結者として、CS60 の統一的なイメージ、水準、信用、評価を低下させるような行為をしてはならない。

第3条（契約当事者の独立性等）

- 1 本契約の当事者双方は、それぞれ独立した事業者であり、本契約は、乙に甲の代理人、受任者、共同経営者、履行補助者、従業員又は使用人たる地位を付与するものではない。
- 2 乙は、自己の社名及び商号に甲と同一又は類似の名称を用いてはならない。
- 3 甲は、乙の債務について、保証し、あるいは引き受けるものではない。

4 乙は自己の名義と経営責任のもとで経営を行うものであり、甲は乙の売上及び成功を保証するものではない。

5 乙は、前各項の内容を十分理解した上で、自己の判断と責任において本契約を締結したことを確認する。

第4条（本件商標の使用）

1 乙は、本契約に基づく経営以外の目的で、本件商標を使用してはならず、第三者をして使用させてはならない。

2 乙は、本件商標と同一又は類似する商号、商標等を、いかなる国又は地域においても、自己の商号、屋号、ドメイン名その他の営業表示として使用し、又は、自己を権利者とする商号、商標、ドメイン名として出願、登記もしくは登録してはならない。

3 乙は、本件商標を第三者の商品又は役務と混同させ又は本件物件の品質を誤認させるおそれのある態様で使用してはならない。

4 乙は、本件商標を、甲が随時行う指示に従い使用するものとし、甲の許可なく本件商標の態様、フォント、デザイン、色等に変更を加えて使用したり、甲の指定する場所、文書、用具、名刺等以外の場所、文書、用具等に使用したりしてはならない。

5 乙は、本契約が終了した際、本件商標の使用を直ちに中止するものとし、その具体的な内容は第17条（3）のとおりとする。

第5条（契約金）

1 甲乙間で別段の定めがある場合を除き、乙は、本契約締結時に、甲に対し、契約金として、本件物件1個当たり金60万円（消費税別）を支払う。

2 前項により乙から甲に支払われた契約金は、いかなる場合においても乙に返還されないものとする。

第6条（経営に関する助言又は援助）

甲は、乙に対し、本契約に基づく経営について次の助言又は援助を行う。

- （1）CS60 施術者の育成、教育、指導。
- （2）店舗の販売用商品及び営業用消耗品の仕入先の案内又は助言。
- （3）広告の内容及び方法に関する案内又は助言。
- （4）その他本契約に基づく経営に関し必要となる業務に関する助言。

第7条（基礎研修及び研修等）

1 乙は、本契約締結日より半年以内に、甲の指示に従い、甲又は甲が指定した者の主催する基礎研修を受講し、所定の研修課程を修了しなければならない。

2 乙は、その従業員にも、甲の指示に従い、所定の基礎研修を受講させ、所

定の研修課程を修了させなければならない。

3 甲は、前各項の研修課程を修了した者に基礎研修修了証を発行するものとし、甲の発行した基礎研修修了証を保有しない者は、CS60 施術を行うことができないものとする。

4 甲は、基礎研修のほか、各種研修、勉強会、講習会その他の会合（以下、これらを併せて「研修等」という）を実施し、乙及びその従業員に対して当該研修等を受講するように要望することができる。

5 乙は、甲から前項の要望があった場合には、研修等に自ら参加しかつ／又は乙の従業員を参加させることができる。

6 基礎研修及び研修等への参加費、交通費、宿泊費その他の実費は乙の負担とする。

7 甲は、基礎研修及び研修等において乙及び／又は乙の従業員が次の行為を行った場合には、甲の判断で乙及び／又はその従業員の受講を中止させることができる。この場合、基礎研修及び研修等の参加費の返金は一切しない。

- (1) 講師及び他の受講者への暴言・嫌がらせ
- (2) 講師の指示や指導に反する行為
- (3) 研修等の進行の妨害
- (4) 研修時間中の無許可外出
- (5) その他前各号に準じる行為で甲が不相当と判断する行為

第8条（店舗営業・店舗の名称）

1 乙は、本契約締結日から2か月以内に店舗での営業を開始するものとする。ただし、当該期間内に店舗営業が開始できない場合（店舗を開設せず、出張のみによるCS60 施術を行う形態での経営を行う場合を含む）、もしくは本契約締結時点において乙に営業を開始する意思がない場合は、甲と乙で協議のうえ、解決する。

2 店舗の名称は、乙が甲とは独立した事業者であることが明確となるよう、店舗の所在する都道府県市区町村等の地名及び地域名以外の固有名称を含むものとするか、もしくは、地名及び地域名を付さずに固有名称を含むものとする。

3 乙は、店舗の名称を店舗営業開始1か月前までに甲に通知するものとする。ただし、当該通知の日から1か月以内に店舗営業を開始しなかった場合、当該通知は無効とし、乙は甲に対し再度通知を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による通知があったときは、既に他のフェローシップ契約者において使用されている名称でないか及び第2項の規定に沿うものであるかを確認の上、当該通知の日から14日以内にその結果を乙に通知する。

5 乙は、店舗の営業開始までに、自己の店舗に係る情報（店舗名称、所在地、電話番号、代表者名等、甲が指定した情報）を甲に届け出るものとする。

6 乙は、甲の事前の書面による承諾なく店舗の場所を移動してはならない。

乙が、店舗を開設せず、出張のみによる CS60 施術を行う形態での経営を行う場合においては、乙の住所に変更があった場合にその旨を必ず甲に届け出る。

第9条（CS60 施術）

1 乙及び乙の従業員は、第7条第1項又は第2項に規定する基礎研修の修了を条件として、本件レンタル契約に基づき乙が甲から貸与を受けた本件物件を、CS60 施術において使用することができる。

2 前項の CS60 施術にあたっては、乙は甲が随時行う指示・指導に従うものとし、乙は乙の従業員にも、甲の当該指示・指導に従わせるものとする。

3 本件物件を用いた有料での CS60 施術の対象は、会員のみとする。

4 乙は本件物件の類似品による CS60 施術類似行為を行ってはならず、第三者をして行わせてはならない。

5 乙は本件物件の類似品を販売してはならない。

第10条（事業店舗範囲）

1 乙の事業店舗範囲は、都道府県単位で人口2万人につき1店舗とする（本条において、乙が店舗を開設せず、出張のみによる CS60 施術を行う形態での経営を行う場合は、本契約締結時における乙の住所を「店舗」とみなす）。

2 乙は、前項の適正人口を尊重し、他のフェロシップ契約者の事業店舗範囲に配慮するものとする。

3 乙と他のフェロシップ契約者との間で万一紛争が生じた場合は、当該紛争当事者同士の協議にて解決を試みるものとし、甲は原則として当該紛争について関知しないものとする。

第11条（店舗の営業時間）

店舗の営業時間は、法令遵守のうえ、乙の判断に委ねるものとする。

第12条（広告宣伝）

1 乙が自ら企画を立てて広告宣伝活動を行う場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」（薬機法）、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）その他関係諸法令を遵守するものとし、その内容が関係諸法令に抵触しないものであることについてあらかじめ甲に対し保証しなければならない。

2 前項の場合であっても、関係諸法令の抵触又はそのおそれがあることが事後的に発見された場合には、甲は乙の広告宣伝活動の内容につき修正を指示するものとし、乙は甲による当該指示に従わなければならない。本契約締結前から乙が行う広告宣伝活動についても同様の扱いとする。

3 前各項の場合の広告宣伝費用（甲の指示に従い修正した場合の費用を含む）

は乙の負担とする。

4 第1項及び第2項に基づき乙が行う広告宣伝活動に関し、国、都道府県その他行政庁から指導や命令を受けた場合には、乙はただちに甲に通知し対応を協議する。

5 第1項に定める甲の承諾なくして、及び／又は第2項に定める甲の指示に反して乙が行った広告宣伝活動によって甲に損害が発生した場合、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第13条（守秘義務）

1 乙は、本契約期間中及びその終了後においても、本契約に基づき甲から開示された、次項に定める秘密情報を守秘し、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 本契約において秘密情報とは、乙が本契約に基づき甲から開示された一切の資料、技術、ノウハウ、データ、情報（口頭により開示される情報を含む。この場合、甲が、開示時点で秘密である旨明確に示し、又は、開示後速やかに甲が「秘密」「Confidential」等と明示した文書により、その内容を詳記して乙に交付した情報とする）をいう。ただし、会員又は顧客に対して開示することを甲が明示的に許諾した情報についてはこの限りではない。

3 乙は本契約の目的を達成するために必要な範囲において、乙の役員、従業員に対し前項に定める秘密情報を開示することができる。この場合、乙は当該役員、従業員に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員による秘密情報漏洩に関する全ての責任を負う。

4 本契約が理由の如何を問わず終了又は解除された場合、乙は、甲から開示された一切の秘密情報を甲に返還し、以後一切保有しない。

5 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しない。

（1）乙が取得した時点で既に公知であった情報又は乙が取得後に乙の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報

（2）秘密保持義務を負うことなく乙が第三者から適法に取得した情報

（3）甲が開示した時点ですでに乙が本契約と関係なく保有していた情報

（4）甲の秘密情報を使用することなく、乙が独自に開発した情報

6 乙は、法令・規則、政府機関の命令・指導、裁判所の決定・命令等により秘密情報の開示を要求される場合は、ただちに甲に通知し対応を協議する。

7 本条は、本契約が終了した後もなお5年間、その効力を有する。

第14条（個人情報の取扱い）

1 乙は会員の個人情報については、甲の指示に従い取り扱うものとし、甲の指示を超えて利用、内容変更、消去、第三者への開示等を行ってはならない。

2 乙が自ら個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用目的を通知又は公表し、その利用目的の範囲内で個人情報を使用しなければならない。また、法令に定めのある場合を除き、本人の同意なくその個人情報を第三者に開示してはならない。

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は締結日から5年間とする。期間満了の3か月前までに甲又は乙により本契約を更新しない旨の通知がされない限り、本契約はさらに5年間更新され、以後も同様とする。

第16条（期限の利益喪失・契約解除）

1 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、当該当事者は直ちに債務全額を相手方に対し支払わなければならない。また、相手方は何等の通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（1）本契約の全部又は一部に違反したとき

（2）乙が本契約締結後半年以内に、第7条第1項の導入研修を受講しなかったとき

（3）手形、小切手の不渡りを発生させ、あるいは仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等をうけ、もしくは破産・会社更生手続開始等の申立てがあり、又は営業の廃止・解散等をしたとき

（4）乙が死亡し、又は、後見、保佐又は補助の宣言を受けたとき

（5）その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態ないし経営状況が悪化し店舗又は店舗外での営業を継続することが明らかに不可能であると甲が認めるとき

（6）乙が甲又は他のフェロシップ契約者に対する誹謗中傷を行ったとき

（7）乙が、いかなる方法によるかを問わず CS60 およびフェロシップ契約制度の社会的信用を著しく害したとき、又は害するおそれが高いとき

（8）その他本契約を継続しがたい事由が発生したとき

2 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

第17条（契約終了の効果）

本契約が理由の如何を問わず終了又は解除された場合、乙は本契約の契約者としての一切の権利を失うものとし、以下の事項を遵守しなければならない。

（1）直ちに店舗を閉鎖する。ただし、乙が店舗において CS60 施術以外の施術（鍼灸、整体やエステ等）も行っている場合はこの限りでない。

（2）自ら及び乙の従業員をして CS60 施術を一切行わない。

(3) 本件商標の使用を直ちに中止し、店舗の内外装、設備、什器備品、ウェブサイト等から本件商標の表示を抹消ないし削除するほか、本件商標が表示された販促ツールその他一切のものを甲の指示に従い、甲に返還するか又は自己の費用で廃棄する。

(4) 甲から供与されたマニュアル、業務規程その他一切の情報を示した書面、DVD、その他一切の記録媒体を甲の指示に従い甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。乙のコンピューター等に記録されたものについては全て削除し、以後一切の情報を保有しない。

第18条（競業避止義務）

乙は、本契約終了後は、その名義・態様の如何を問わず、直接的又は間接的に、CS60 施術を業として行ってはならないものとする。

第19条（損害賠償）

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第20条（遅延損害金）

乙が本契約上の債務の履行を怠った場合には、年10%の遅延損害金を支払うものとする。

第21条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、自己又は自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）、代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから五年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非

難されるべき関係を有すること

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の役員、代理人若しくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 前項に基づき本契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しない。

第22条（譲渡）

乙は、本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を事前の甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

第23条（不可抗力）

1 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本契約の全部又は一部を履行できない場合は、当該当事者はその責任を負わない。

2 前項に定める事由が生じた場合には、不可抗力事由が発生した当事者は相手方に対しその旨の通知をする。この通知発送後6か月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合には、不可抗力事由が発生した当事者は催告なくして本契約の全部または一部を解除することができる。

第24条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して万一紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意のうえ電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

2021年 月 日
契約製品NO J

M

甲)
東京都港区北青山1丁目3-2
クローバー青山・ONE6階
株式会社日本イノベーション
代表取締役 西村 光久

乙)
〒

TEL :

「CS60」レンタル契約書

株式会社日本イノベーション（以下「甲」という）とレンタル契約者（以下「乙」という）とは、次の通り健康施術器具「CS60」（以下「本件物件」と言う）のレンタル契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し本件物件を賃貸し、乙はこれを借り受け、レンタル料を支払うことを約する。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は本契約締結日から1か月間とする。
- 2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも解約の申し出がないときは、本契約はさらに1か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲に電話で連絡後FAX又は電子メール等の文書にて通知することにより、随時本契約を解約することができる。この場合、解約日は第12条の方法により乙が甲に本件物件を返却した日とする。

第3条（レンタル料金及び送料）

1 本件物件の1か月のレンタル料は、以下のチェックボックスのうちチェックの付されたモデルに係る金額とする。なお甲との初回契約時は標準モデルを使用することとする。またビジネスモデルは標準モデルのヘッドの摩耗による本件物件交換時期においてビジネスユーザー（「店舗営業及び／又は有料での出張施術を行うフランチャイジーを指す。）のみ選択可能とする。

- 標準モデル 10,000円（消費税別）
 ビジネスモデル 15,000円（消費税別）

- 2 乙が第2条第3項により途中解約を行った場合、解約日の属する月のレンタル料金は一日あたり、標準モデルについては400円、ビジネスモデルについては600円（いずれも消費税別）による日割計算とし、当月のレンタル日数が25日間を超えているときは、標準モデルについては上限10,000円、ビジネスモデルについては上限15,000円（いずれも消費税別）とする。
- 3 本件物件の引渡しに際して宅配便を利用する場合、その送料は乙の負担とする。

第4条（支払）

乙は、開始月のレンタル料金及びその消費税相当額を甲の発行する請求書に基

づき支払うものとし、以降は毎月28日までに翌月分のレンタル料金及びその消費税相当額を、甲の指定する銀行口座へ口座振替（自動引落し）により支払うものとする。

第5条（請求書の送付）

甲は、前条に定める口座振替（自動引落し）の設定が完了するまでは、乙に翌月分のレンタル料金の請求書を毎月20日前後に送付する。乙は請求金額を甲の指定する銀行口座へ振込払いにより支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第6条（解約精算金）

1 第2条第3項の規定により乙が本契約を解約した場合、甲はすでに乙から受領済みの当月分のレンタル料金から第3条第2項により算定した日割計算後のレンタル料金を控除して算定した精算金及びその消費税相当額を、すみやかに乙に支払うものとする。

2 支払方法は乙の指定する銀行口座への振込払いとし、振込手数料は甲の負担とする。

第7条（支払遅延）

乙が第3条に定めるレンタル料金の支払いを怠った場合、甲は乙に対し催告し、それでも支払がない時は本契約を解約することができる。

第8条（本件物件の交換）

1 乙は、甲から本件物件の引渡しを受けた後、直ちに本件物件の動作を検査するものとし、その結果、瑕疵を発見した場合には、引渡し後1週間以内にFAX又は電子メール等の文書にて甲に通知しなければならない。

2 前項の通知がなされたとき、甲は当該本件物件を検査し、乙の通知内容どおりに瑕疵が存在することを確認した場合、当該瑕疵が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、瑕疵のないものに無償で交換する。

3 本件物件は使用頻度により一部消耗する為、乙の申請に基づき、甲にて消耗度合いを確認の上、無償で交換する。

4 第2項又は第3項の規定による本件物件の交換に際して、宅配便を利用して交換前後の本件物件を授受する場合、その送料はいずれも乙が負担する。

第9条（禁止事項）

1 乙は甲の事前の承諾なく本件物件の第三者への譲渡、転貸、貸与等の行為を行ってはならない。

2 乙は本件物件の解体をしてはならない。

3 乙が前二項に違反した場合、甲は乙に対し損害賠償を請求できる。

第10条（損害賠償）

乙は、乙の責めに帰すべき事由により本件物件を滅失・毀損等した場合には、よって生じた甲の損害を賠償するものとする。

第11条（解除）

次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何等の通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約の全部又は一部に違反したとき
- (2) 甲乙間で別途締結した「CS60」フェローシップ契約が終了したとき
- (3) 乙が手形、小切手の不渡りを発生させ、あるいは仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等をうけ、もしくは破産・会社更生手続開始等の申立てがあり、又は営業の廃止・解散等をしたとき
- (4) 乙が死亡し、又は、後見、保佐又は補助の宣言を受けたとき
- (5) その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態ないし経営状況が悪化し、またその恐れがあると認められる相当な事由があるとき
- (6) その他本契約を継続しがたい事由が発生したとき

第12条（本件物件の返却）

本契約の期間満了、第2条第3項、第7条又は第11条の規定により本契約が終了した場合、乙はすみやかに自らの費用負担にて本件物件を甲に返却するものとし、その方法は、乙自ら甲に持参して返却するか、又は宅配業者に回収を依頼する方法によるものとする。

第13条（連絡先変更の届出）

乙は、住所、電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス等、連絡先に係る事項に変更が生じたときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

第14条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して万一紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意のうえ電子署名を
施し、各自その電磁的記録を保有する。

2021年 月 日
契約製品NO J

M

甲)
東京都港区北青山1丁目3-2
クローバー青山・ONE 6階
株式会社日本イノベーション
代表取締役 西村 光久

乙)
〒

TEL :